

1. 計画の意義
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の基本理念・方向性
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本理念を協働により実現するための方向性
5. 計画を推進する主体
6. 地域＝生活圏域・活動エリア

1. 計画の意義

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」は、次のような意義を有する計画です。

- 市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するための、その時代の要請に応じた実行計画であり、市民・事業者・行政の各主体が、現在の市民の福祉をめぐる複合ニーズの増加や制度の隙間の拡がりといった諸課題に的確に対応するために、これからの5年間に、いかに協働し、何をすべきかを示す計画です。

現在の市民を取り巻く厳しい環境の下では、楽観的な見通しを立てることは難しくなっていますが、新しい成長を目指すという気持ちを共有して、現在の危機を克服していくことが必要です。

将来に向け、人口が減少することが予測されていますが、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、今後ますます共助と公助が両輪となった市民福祉の仕組みを維持・構築する必要があります。

なお、計画期間のみの視野にとどまらず、10年先・15年先を見据えて計画を策定していく必要があります。

- 市民の福祉は、高齢者・障がい者・子どもなど分野ごとにも市民・事業者・行政の協働により推進していますが、“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 は、各分野における重点施策を総合的に推進する、市民福祉の重点計画であるといえます。

福祉をめぐる、これからの国の制度改正にしっかりと対応するとともに、地域主権を念頭に、市民・事業者・行政の協働による、ユニバーサルデザインの考え方も踏まえた神戸らしい市民福祉を築き上げていく必要があります。

- 広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であることとあわせ、その理念や主要となる事項は、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

地域の中の多様かつ複合的な福祉課題に対して、様々な地域資源が分野を越えて連携し、各分野の施策及び地域の支え合い活動などを総合化し、最適に組み合わせて提供することをめざす必要があります。

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、将来を担う神戸の子どもたちが安心して成長できるよう、市民の自助・共助と市民・事業者・行政の協働による支援が途切れずに行われる必要があります。

2. 計画の位置づけ

市では、市民福祉条例に基づき、昭和 52 年から市民福祉の総合計画を策定してきました。

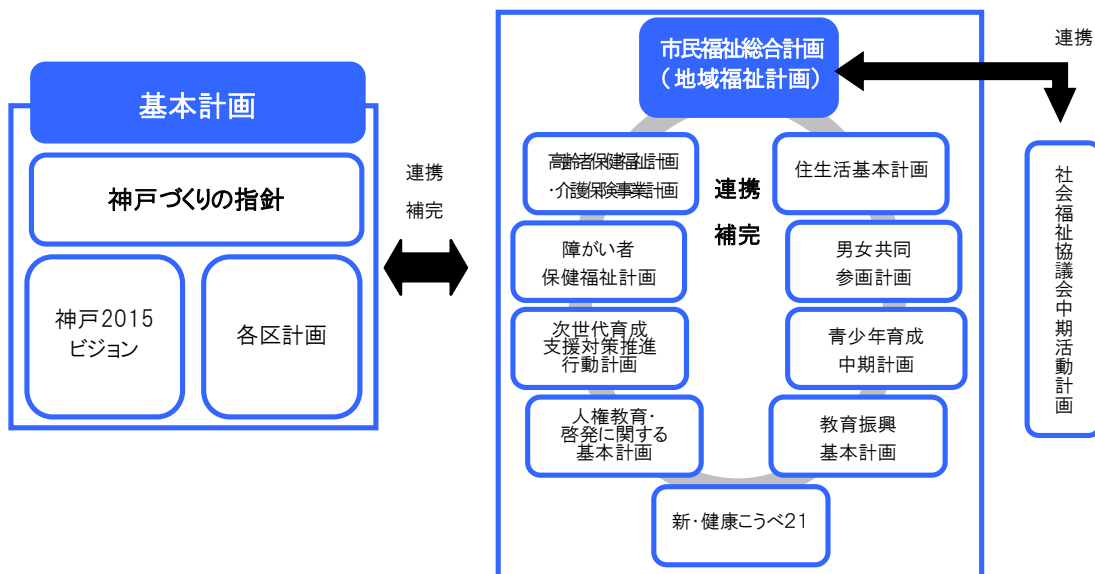
この間、計画の進捗と社会環境の変化に合わせて、見直しを行ってきましたが、“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 は、第 10 次の市民福祉総合計画となります。

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第 5 次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」（目標年次：2025 年）及び「神戸 2015 ビジョン」（目標年次：2015 年度）とは相互に連携・補完するものです。

さらに、高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画など福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画・男女共同参画計画・教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画が策定されています。

本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、横軸でつなぐといった相互に連携・補完しあう計画と位置づけています。

なお、社会福祉法は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げています。市民福祉条例に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、社会福祉法に位置づける「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

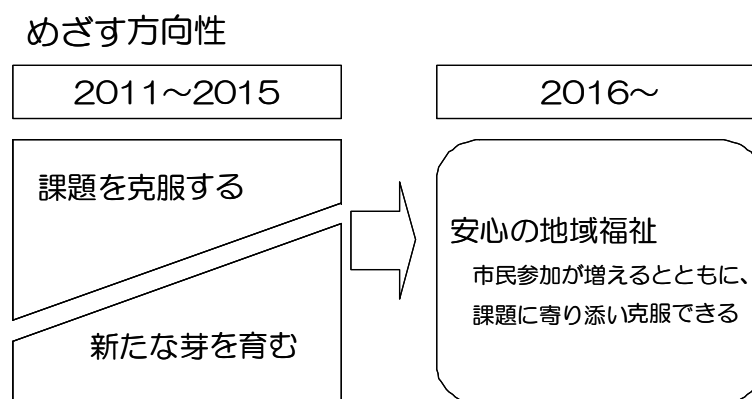


3. 計画の期間

平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間とします。

これからの 5 年間・10 年間・15 年間は、地域福祉の維持・(再)構築を行ううえで、最も重要な期間ととらえ、中期的な方向性を見据えた施策と、早期に解決が必要な施策を両立させていきます。

そのため、課題の克服に取り組むと同時に、新しい芽を成長させる取組みを行い、市民が安心して暮らせる社会、市民が参加する社会を築き上げていくことをめざします。



なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら柔軟に見直していくことを予定しています。

4. 計画の基本理念

(1) 基本理念

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 は、その基本理念を、次のとおり定めます。

市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）をめざします。

第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」においても、くらしをまもり、ともに支えあう社会をつくるため、ソーシャル・インクルージョンを基本とした方向性を示しています。

また、多様な主体とは、市民、民生委員・児童委員、地域住民組織などの団体、ボランティアグループ、NPO、事業者・企業、社会福祉協議会、行政まで、あらゆる主体を指しますが、特に、高齢者・障がい者・子育て世帯など支援を必要とする市民が積極的に参画し、各主体が共感を深め、支え合う地域福祉を推進していきます。



(上：すこやか友が丘 下：高齢者ケアセンターながた)



(上野丘更生寮)

(2) 基本理念を協働により実現するための方向性

基本理念を実現し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築していくために、これまで築き上げてきた「強み」を活かして、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要です。

神戸には、多くの「強み」があります。小学校区・中学校区を単位とした拠点の面的な配置、分野ごとのサービスの量的整備、早くからの市民の組織的活動をはじめとする豊富な人材による活発な地域福祉活動、震災時の市民のつながり・支え合いによる克服の経験、NPOなどの新たな市民活動の根つきなど、様々な地域の資源が揃っています。

今後は、多様な地域の資源が連携して課題に関わるワンストップサービス機能や、分野を越えた支援者（団体）間連携の推進等により、制度の隙間を防ぎ、漏れることがないようにしていきます。

また、市民が互いに安心した生活を送ることができるよう、多くの市民が参加できる仕組みを構築し、市民が主体となる福祉の実現を目指します。

全ての市民が、年齢・性別・文化・国籍や民族、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いを越えて、持てる力を発揮し、誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい、人がやさしい」ユニバーサル社会の実現をめざして、制度や情報・サービスの提供の仕方などについて見直しを進めながら実施していくものとします。

① ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

利用者本位に、相談の総合化・多機能化を実現していきます。

住民が、身近に感じる場所で、気軽に情報を得ること、相談することができ、必要に応じて、専門性を有する支援者への相談につながるような、ワンストップサービス機能を強化します。

民生委員・児童委員やふれあいのまちづくり協議会など地域の身近な相談者から、専門機関までの、必要に応じた相談しやすい環境づくりが必要です。

② コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

一人ひとりの状況に応じた様々なサービスが途切れなく提供されるよう、また、家族や地域住民とともにその人を支えられるように、相談やサービス提供を行う支援者（団体）間の職種・分野を越えた連携をより緊密にする必要があります。

日ごろから、支援者（団体）間の、分野を越えて顔見知りの関係があれば、複合的なケースであっても、円滑に連絡を取り合い、的確な支援が行われると期待されます。

③ コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

地域で福祉活動を行う主体は、民生委員・児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会や婦人会・子ども会などの従来から活動してきた地域住民組織とともに、ボランティアグループやNPOが着実に増加しています。

一人ひとりを支援するためには、これらの多様で多面的な市民の活動がゆるやかな連携でつながれることが必要です。

また、従来からの地域住民組織の中には、組織活動の将来性をかんがみ、コミュニティビジネスなどの新たな活動を志向するところが出てきています。

地域住民が自らの知恵を結集して、地域の福祉の一翼を担っていかこうとする、これらの動きについて支援・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組んでいきます。

5. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、福祉課題が複合化する中で、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

各主体に求められ、担うべき役割・あり方は、次のように考えられます。

(1) 市民

全ての市民は、自らの生活自立・維持向上に努めるとともに、人を思いやり、時間や能力に応じて、近隣や地域での福祉活動に努めることが求められます。

また、誰もが社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。

(2) 地域住民組織

民生委員・児童委員、主任児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、子ども会など、地域の住民による諸団体は、これまでもこれからも、地域住民の生活を最も身近に支える存在です。

将来を見据えて、これまで以上に住民同士の絆を深め、世代間のつながりを再構築するとともに、参加住民を増やす環境づくりが必要です。

(3) NPO・ボランティア

市民の生活ニーズに対してよりきめ細かく対応する代表的で今日的な福祉活動として、参加団体の数が増加しています。小規模な活動が多く、担い手の確保や活動財源等に課題も見られますが、地域の中で、専門性を活かし他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。

(4) 社会福祉施設等及び福祉サービスを提供する事業者

拠点・人材・ノウハウを、地域に向けて発揮することがより求められており、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割が期待されます。

また、業種を越えた事業者連携により、市民のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

(5) 地域の企業・事業所

企業・事業所は、企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。

他の主体との協働による、社員・従業員が地域福祉活動に参加するきっかけづくりの行動が期待されます。

(6) 大学等の教育機関

これまで、高度な教育・研究活動を行ってきている大学等は、専門知識・技術を持った福祉人材の育成や、市民福祉施策に関する企画・立案に加え、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働して、地域福祉の課題をともに考え、取組みを進めていくことにより、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。

(7) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉関係者などの参加・協力のもと福祉のまちづくりを行う民間団体」であり、「地域福祉の推進を目的」と法律上明記されています。

地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉のコーディネート力、調整力を発揮していきます。

また、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、企画提案力をさらに強化していきます。

(8) 行政

行政は、幅広いセーフティネット機能を構築し、総合力を発揮して、これからもより深刻化する市民福祉課題に対応していきます。

また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動を展開できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

ただし、例示したこれらの役割は、生活している地域ごとに、少し異なる場合があります。他者への尊厳のもと、自らの果たすべき役割を考えて行動する必要があります。

6. 地域＝生活圏域・活動エリア

市民の日常生活における「地域」については、世代によって、又、何をするかによって、いろいろな範囲が考えられます。

市民福祉を推進していくために、取り組むべき内容ごとに、必要かつ効果的な圏域を設定する必要があるとともに、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

隣近所の声の掛け合い、小地域での見守り、子どもから高齢者にいたる多世代が福祉活動に参加するための、多元的かつ重層的なエリアを設定し、つながりを維持・構築する必要があります。

(1) 近隣のエリア（隣近所、〇丁目など）

隣近所、〇丁目など、市民同士があいさつを交わし、日常的又は定期的に顔を合わせるなど、市民が互いに支え合うことを実現する大切なエリアと位置づけます。

(2) 概ね小学校区（ふれあいのまちづくりエリア）

概ね小学校区ごとに地域福祉センターがあり、ふれあいのまちづくり協議会が結成され地域に根ざした活動が行われています。

ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していきます。

(3) 概ね中学校区（介護保険の日常生活圏域、あんしんすこやかセンターのエリア）

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が包括するエリアとして、高齢者の専門的かつ包括的な相談及びマネジメントにしています。

高齢者分野では、概ね中学校区単位の日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシステムの構築が検討されています。

(4) 区のエリア

区役所・支所に「子育て支援室」を設置し、出産・育児相談や、関係機関と連携した地域での児童虐待の発生予防、早期対応、継続支援に取り組んでいます。

また、区単位に、障害者地域生活支援センターを設置し、障がい種別に関わらず障がい者の総合的なケアマネジメントや生活支援を行っています。

なお、区役所や区社会福祉協議会は、高齢・障がい・子どもといった分野をまたぐニーズを持つ人に制度が届かないといったことがないように、ふれあいのまちづ

くりや、支援者の活動を支えるために、区をエリアとした地域連携の仕組みの確立（支援者（団体）間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり）が必要です。

(5) 市域（全市）のエリア

セーフティネットをより重層化するうえで、全市を圏域と位置づけます。

また、区や地域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進めていくこととします。

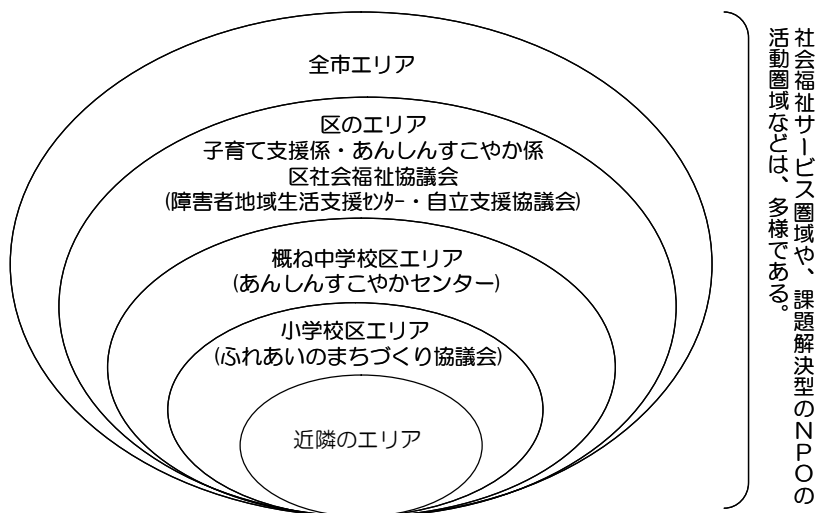
上記のほかに、例えば、支援を要する方の居場所が、その人一人ひとりが思いを共有できる（昔育った、かつての知り合いと再会できるなどの）「つながり」も大切であり、その方が安心した生活を続けるために、最も適切かつ必要なことを援助すべきと考えられます。

また、他地域に通う人であっても、生活している地域におけるつながり、地域の支え合いは重要であることに変わりありません。

震災など自然災害の際には、遠くの親族・友人・仕事仲間などのサポートも大切だということを経験しました。市民の幅広い参加意識を支えるための広域の圏域設定など、選択的な「活動圏域」も必要といえます。

圏域を示すことは必要ですが、範囲外の人を排除することにつながってはなりません。

【生活圏域の考え方】



市内企業の地域福祉活動に関する取組み

(第 11 回 神戸市内景況・雇用動向調査結果報告書(平成 22 年 8 月)から)

市内企業に対して、地域福祉活動に関する取組みの動向を調査したところ(市内の 1,000 社を対象とし、569 社から回答)、地域福祉活動を「行っている」と回答した企業は 15.6%でした。特に、大企業では約 4 割が「行っている」と回答し、取組みが進んでいます。

活動分野は、「まちづくりの推進」(43.8%)、「市民活動の支援」(36.0%)、「子どもの健全育成」(36.0%)、「災害救援・災害防止」(23.6%)、「障害者福祉」(19.1%)などとなり、また、活動内容は、「金品の寄付」(40.4%)、「人材・労力の提供」(31.5%)、「資金助成」(19.1%)、「製品・物品の提供」(15.7%)などとなっています。

地域福祉活動を行っている企業の評価は、「地域との結びつきが強まった」(43.8%)、「信用・イメージアップにつながった」(40.4%)などとなり、一方、地域福祉活動を行っていない企業の理由は、「人的余裕がない」(60.9%)、「資金的余裕がない」(42.2%)のほか「情報不足のため取り組方がわからない」(20.0%)と回答した企業もありました。